

## 道路、公園、駐車場及び駐輪場に関する防犯上の指針

### 第1 通則

#### 1 目的

この指針は、香川県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進条例（平成17年香川県条例第52号）第16条第2項の規定に基づき、道路、公園、駐車場及び駐輪場（以下「道路等」という。）について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する事項等を示すことにより、防犯性の高い道路等の普及を図ることを目的とする。

#### 2 適用範囲等

- (1) この指針は、公共の場所として不特定かつ多数の者が利用する道路等を対象とする。
- (2) この指針は、道路等を設置し、又は管理する者に対し、道路等の防犯性の向上に係る企画、計画及び設計並びに施設整備上配慮すべき事項を示すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。
- (3) この指針の適用に当たっては、関係法令、計画上の制約等に配慮し、対応が困難と判断される項目については、除外する。
- (4) この指針に基づく施策の推進に当たっては、道路等における犯罪の発生状況、地域住民等の要望等を勘案し、特に防犯対策を講ずる必要性の高い道路等から順次整備が図られるよう努めるものとする。
- (5) この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

### 第2 企画、計画及び設計に当たっての基本的な考え方

#### 1 防犯性の向上の在り方

- (1) 防犯性の向上は、道路等における安全を確保する上で重要な要素であり、犯罪の発生状況、周辺住民の関心の高まり等から、その重要性が増大していることを踏まえ、道路等の企画、計画及び設計に当たっては、防犯性の向上に十分配慮する必要がある。
- (2) 防犯性の向上に当たっては、道路等で発生する犯罪を防止するため、周辺住民の防犯意識の向上とともに、道路等に必要な他の機能、経済性等との均衡に配慮しながら、整備上の対応、設備の活用等により、効率的かつ効果的な対策となるように企画、計画及び設計を行うことが必要である。
- (3) 防犯性の向上に当たっては、道路等の周辺住民による自主的な防犯活動の取り組み、警察との連携等にも留意して企画、計画及び設計を行うことが必要であ

る。

## 2 犯罪の防止に配慮した企画、計画及び設計の基本原則

企画、計画及び設計に当たっては、道路等の周辺地域の状況、時間帯による状況の変化等に応じて、次の四つの基本原則から道路等の防犯性の向上の在り方を検討するものとする。

- (1) 周囲からの見通しを確保する（監視性の確保）。
- (2) 周辺住民の帰属意識の向上、コミュニティ形成の促進を図る（領域性の強化）。
- (3) 犯罪企図者の動きを限定し、接近を妨げる（接近の制御）。
- (4) 部材、設備等を破壊されにくいものとする（被害対象の強化・回避）。

## 第3 犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する事項

### 1 道路

- (1) 道路の構造及び周辺の状況、利用形態等を勘案して、必要に応じ、ガードレール、歩道さく、植栽等により歩道と車道を分離すること。
- (2) 植栽については、その種類及び配置を考慮するとともに、適切な維持管理を行い、道路に設置される工作物等については、その配置を考慮するなど、道路における見通しを確保すること。
- (3) 道路の周辺の状況、利用形態等を勘案して、必要に応じ、防犯灯等により、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度(注1)を確保すること。
- (4) 通学、通園等の用に供している道路の周辺及び犯罪の発生の危険性の高い地下道等においては、必要に応じ、防犯ベル、緊急通報装置(注2)等を設置すること。

### 2 公園

- (1) 植栽については、公園の周囲の状況、利用形態等を勘案して、必要に応じ、その種類及び配置を考慮するとともに、適切な維持管理を行い、周囲の道路、住宅等からの見通しを確保すること。
- (2) 遊具については、公園の周囲の状況、利用形態等を勘案して、必要に応じ、その配置を考慮し、周囲の道路、住宅等からの見通しを確保すること。
- (3) 外部からの見通しが悪い場所においては、必要に応じ、防犯ベル、緊急通報装置(注2)等を設置すること。
- (4) 夜間の通行又は利用が想定される場所においては、公園の周辺の状況、利用形態等を勘案して、必要に応じ、公園灯等により、人の行動を視認できる程度以上の照度(注1)を確保すること。
- (5) 公園内に便所を設置する場合は、次のことに配慮すること。

ア 園路又は道路から近い場所等周囲からの見通しが確保された場所に設置

されていること。

イ 建物の入口付近及び内部においては、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度（注3）が確保されていること。

### 3 駐車場

- (1) 駐車場の外周をさく等により周囲と区分すること。
- (2) 管理者等が常駐し、若しくは巡回し、管理者等がモニターする防犯カメラその他の防犯設備を設置し、又は周囲からの見通しが確保された構造とすること。
- (3) 見通しが悪く、かつ、死角が多い箇所にミラー等を設置すること。
- (4) 駐車場の出入口には、自動ゲート管理システム等を設置し、又は管理人を配置し、車両の出入りを管理すること。
- (5) 地下又は屋内の駐車場については、駐車のために供する部分の床面においては2ルクス以上、車路の路面においては10ルクス以上の照度を確保し、屋外の駐車場については、その周辺の状況、利用形態等を勘案して、必要に応じ、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度（注1）を確保すること。

### 4 駐輪場

- (1) 駐輪場の外周をさく等により周囲と区分すること。
- (2) 管理者等が常駐し、若しくは巡回し、管理者等がモニターする防犯カメラその他の防犯設備を設置し、又は周囲からの見通しが確保された構造とすること。
- (3) 見通しが悪く、かつ、死角が多い箇所にミラー等を設置すること。
- (4) チェーン用バーラック、サイクルラック等の設置等自転車等の盗難防止の措置を講ずること。
- (5) 駐輪場の周辺の状況、利用形態等を勘案して、必要に応じ、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度（注1）を確保すること。

## 第4 その他留意すべき事項

防犯カメラを設置する場合は、個人のプライバシーの保護等に配慮し、防犯カメラの設置及び利用並びに画像の取扱いに関し、適切な措置を講ずること。

（注1） 「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度（平均水平面照度（床面又は地面における平均照度をいう。以下同じ。））がおおむね3ルクス以上）をいう。

（注2） 「緊急通報装置」とは、緊急通報付防犯灯システム（スーパー防犯灯）、子ども緊急通報装置等、緊急時において通報者が通報ボタンを押すことにより赤色灯、非常ベル及び通報者撮影カメラが作動し、警察官と音声による通話ができる装置をいう。

(注3) 「人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の顔及び行動が明確に識別でき、誰であるか明確に分かる程度以上の照度(平均水平面照度がおおむね50ルクス以上)をいう。